

第十二回 参議院通商産業委員会會議録第十二号

昭和二十六年十一月十九日(月曜日)午後二時五分開会

出席者は左の通り。

- 委員長 竹中 七郎君
理事 吉池 信三君
委員 中川 以良君
松本 昇君
加藤 正人君
山内 卓郎君
片岡 文重君
小松 正雄君
島 清君
境野 清雄君

- 政府委員 小笠 公韶君
中小企業庁長官 山本友太郎君
事務局長 小田橋貞壽君

- 説明員 通商産業省通 井上 尙一君
商振興局長 谷敷 寛君
中小企業庁長 興部金融課長

本日の会議に付した事件
○中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○輸出信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(竹中七郎君) これより通産委員会を開催いたします。本日は輸出信用保険法改正法案並びに中小企業信用保険法改正法案を議題としたいと思います。

先ず中小企業信用保険法改正法案の逐條説明をお願いいたしますことにいたしました。御異議ありませんか。

○委員長(竹中七郎君) それでは御異議ないと認めまして逐條説明をお願いいたします。小笠長官並びに金融課長谷敷君にお願いいたします。

○政府委員(小笠公韶君) 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案を極く簡単に御説明申し上げます。

第一章を設けて、このたびの改正の第一は、本法の第一條を、従来は金融機関に対する債務の保証というものがなかつたのであります。いわゆる保険では信用保険だけであつたのを今度は「指定法人の中小企業者の金融機関に対する債務の保証」という...

これは簡単に申し上げますと、信用保証協会の債務保証を保険にかけ得るといふことをするために、本法の第一條の目的を書いたところが中心であります。本改正はそれに伴ひまして必要の規定を設けたのと、もう一つは、従来の信用保険法におきます一企業者に対する貸付金は保険にかけ得る貸付金の総額が三百万円でありましたのを五百万円に引上げた。この二点にあるのであります。逐條につきましては金融課長から御説明申し上げます。

○説明員(谷敷寛君) それでは今回の改正法律案につきまして逐條御説明を申し上げます。内容は十二項目ございまして、そのほかに附則がございまして、

すが、最初から逐次御説明申し上げます。第一の項目は、第一條の前に目次と章名を加えるという改正でございます。これは改正前は章別に別別はしてございまして、一本の法律になつておつたわけでありまして、今度信用保証協会に対する保険の制度を新しく設けることになりましたので、そのために新しい章を設けることにいたしました。それから第四章まで区別しましたので、それに伴ひまして目次と章名、それから第一章総則というのを法律の一番最初に附加することにいたしました。次に第二條が、第一條中「貸付」の下に「及び指定法人の中小企業者の金融機関に対する債務の保証」を加え、「信用保証」を「保険」に改めるといふのであります。これは第一條は法律の目的を書いておりまして、従来金融機関の中小企業者に対する貸付のみを保険の対象にしておつたわけでありまして、今度信用保証協会の保険の対象にするにいたしましたので、これを附加したわけでありまして、これを「信用保証」を「保険」といふふうに改めました。第二條、第三章としまして、金融機関に対する保険と、それから信用保証協会に対する保険と、同種の制度ができましたので、これを広く保険というふうに改めたわけでありまして、第三條は第二條の改正であります。そのうち第二條の第二項のうち「資本金額(株金総額、出資総額又は株金総額及び出資総額の合計額)」とあり

ますのを「資本の額若しくは出資の総額」に改める、これが第一点であります。これは改正商法の施行によりまして株式合資会社制度というのが廃止されましたので、これに應じて括弧の中がどういふふうに分けて書く必要がなくなりました。資本の額若しくは出資の総額といふことで十分になつたために、このように改めたわけでありまして、それから同じく第二條に一項を加えて、指定法人の定義を書いたわけでありまして、これは指定法人といふのは、現在の信用保証協会のことを言うわけでありまして、信用保証協会は信用保証協会法というふうな特別法がまだできておりませんので、民法に基く公益法人で運営されておるわけでありまして、従ひまして、これを法律の上で書き現わしますと、中小企業者の金融機関に対する債務の保証をするを目的として民法第三十四條の規定により設立した法人である、この改正後の運用におきましては、信用保証協会の政令で一々個別的に指定をするというやり方をとる予定になつておりますので、ここで特に政令で指定するものというふうにして書いてあるわけでありまして、現在財団法人が三十八、社団法人が十二、合計五十でございまして、特別の支障のない限りは全部指定をする方針で行きたいというふうに事務的に考へております。それから第四番目の改正條文は、第一條の次に

「資本金額(株金総額、出資総額又は株金総額及び出資総額の合計額)」とあり

ますのを「資本の額若しくは出資の総額」に改める、これが第一点であります。これは改正商法の施行によりまして株式合資会社制度というのが廃止されましたので、これに應じて括弧の中がどういふふうに分けて書く必要がなくなりました。資本の額若しくは出資の総額といふことで十分になつたために、このように改めたわけでありまして、それから同じく第二條に一項を加えて、指定法人の定義を書いたわけでありまして、これは指定法人といふのは、現在の信用保証協会のことを言うわけでありまして、信用保証協会は信用保証協会法というふうな特別法がまだできておりませんので、民法に基く公益法人で運営されておるわけでありまして、従ひまして、これを法律の上で書き現わしますと、中小企業者の金融機関に対する債務の保証をするを目的として民法第三十四條の規定により設立した法人である、この改正後の運用におきましては、信用保証協会の政令で一々個別的に指定をするというやり方をとる予定になつておりますので、ここで特に政令で指定するものというふうにして書いてあるわけでありまして、現在財団法人が三十八、社団法人が十二、合計五十でございまして、特別の支障のない限りは全部指定をする方針で行きたいというふうに事務的に考へております。それから第四番目の改正條文は、第一條の次に

「資本金額(株金総額、出資総額又は株金総額及び出資総額の合計額)」とあり

ますのを「資本の額若しくは出資の総額」に改める、これが第一点であります。これは改正商法の施行によりまして株式合資会社制度というのが廃止されましたので、これに應じて括弧の中がどういふふうに分けて書く必要がなくなりました。資本の額若しくは出資の総額といふことで十分になつたために、このように改めたわけでありまして、それから同じく第二條に一項を加えて、指定法人の定義を書いたわけでありまして、これは指定法人といふのは、現在の信用保証協会のことを言うわけでありまして、信用保証協会は信用保証協会法というふうな特別法がまだできておりませんので、民法に基く公益法人で運営されておるわけでありまして、従ひまして、これを法律の上で書き現わしますと、中小企業者の金融機関に対する債務の保証をするを目的として民法第三十四條の規定により設立した法人である、この改正後の運用におきましては、信用保証協会の政令で一々個別的に指定をするというやり方をとる予定になつておりますので、ここで特に政令で指定するものというふうにして書いてあるわけでありまして、現在財団法人が三十八、社団法人が十二、合計五十でございまして、特別の支障のない限りは全部指定をする方針で行きたいというふうに事務的に考へております。それから第四番目の改正條文は、第一條の次に

「資本金額(株金総額、出資総額又は株金総額及び出資総額の合計額)」とあり

ますのを「資本の額若しくは出資の総額」に改める、これが第一点であります。これは改正商法の施行によりまして株式合資会社制度というのが廃止されましたので、これに應じて括弧の中がどういふふうに分けて書く必要がなくなりました。資本の額若しくは出資の総額といふことで十分になつたために、このように改めたわけでありまして、それから同じく第二條に一項を加えて、指定法人の定義を書いたわけでありまして、これは指定法人といふのは、現在の信用保証協会のことを言うわけでありまして、信用保証協会は信用保証協会法というふうな特別法がまだできておりませんので、民法に基く公益法人で運営されておるわけでありまして、従ひまして、これを法律の上で書き現わしますと、中小企業者の金融機関に対する債務の保証をするを目的として民法第三十四條の規定により設立した法人である、この改正後の運用におきましては、信用保証協会の政令で一々個別的に指定をするというやり方をとる予定になつておりますので、ここで特に政令で指定するものというふうにして書いてあるわけでありまして、現在財団法人が三十八、社団法人が十二、合計五十でございまして、特別の支障のない限りは全部指定をする方針で行きたいというふうに事務的に考へております。それから第四番目の改正條文は、第一條の次に

「資本金額(株金総額、出資総額又は株金総額及び出資総額の合計額)」とあり

ますのを「資本の額若しくは出資の総額」に改める、これが第一点であります。これは改正商法の施行によりまして株式合資会社制度というのが廃止されましたので、これに應じて括弧の中がどういふふうに分けて書く必要がなくなりました。資本の額若しくは出資の総額といふことで十分になつたために、このように改めたわけでありまして、それから同じく第二條に一項を加えて、指定法人の定義を書いたわけでありまして、これは指定法人といふのは、現在の信用保証協会のことを言うわけでありまして、信用保証協会は信用保証協会法というふうな特別法がまだできておりませんので、民法に基く公益法人で運営されておるわけでありまして、従ひまして、これを法律の上で書き現わしますと、中小企業者の金融機関に対する債務の保証をするを目的として民法第三十四條の規定により設立した法人である、この改正後の運用におきましては、信用保証協会の政令で一々個別的に指定をするというやり方をとる予定になつておりますので、ここで特に政令で指定するものというふうにして書いてあるわけでありまして、現在財団法人が三十八、社団法人が十二、合計五十でございまして、特別の支障のない限りは全部指定をする方針で行きたいというふうに事務的に考へております。それから第四番目の改正條文は、第一條の次に

「資本金額(株金総額、出資総額又は株金総額及び出資総額の合計額)」とあり

ますのを「資本の額若しくは出資の総額」に改める、これが第一点であります。これは改正商法の施行によりまして株式合資会社制度というのが廃止されましたので、これに應じて括弧の中がどういふふうに分けて書く必要がなくなりました。資本の額若しくは出資の総額といふことで十分になつたために、このように改めたわけでありまして、それから同じく第二條に一項を加えて、指定法人の定義を書いたわけでありまして、これは指定法人といふのは、現在の信用保証協会のことを言うわけでありまして、信用保証協会は信用保証協会法というふうな特別法がまだできておりませんので、民法に基く公益法人で運営されておるわけでありまして、従ひまして、これを法律の上で書き現わしますと、中小企業者の金融機関に対する債務の保証をするを目的として民法第三十四條の規定により設立した法人である、この改正後の運用におきましては、信用保証協会の政令で一々個別的に指定をするというやり方をとる予定になつておりますので、ここで特に政令で指定するものというふうにして書いてあるわけでありまして、現在財団法人が三十八、社団法人が十二、合計五十でございまして、特別の支障のない限りは全部指定をする方針で行きたいというふうに事務的に考へております。それから第四番目の改正條文は、第一條の次に

「資本金額(株金総額、出資総額又は株金総額及び出資総額の合計額)」とあり

ますのを「資本の額若しくは出資の総額」に改める、これが第一点であります。これは改正商法の施行によりまして株式合資会社制度というのが廃止されましたので、これに應じて括弧の中がどういふふうに分けて書く必要がなくなりました。資本の額若しくは出資の総額といふことで十分になつたために、このように改めたわけでありまして、それから同じく第二條に一項を加えて、指定法人の定義を書いたわけでありまして、これは指定法人といふのは、現在の信用保証協会のことを言うわけでありまして、信用保証協会は信用保証協会法というふうな特別法がまだできておりませんので、民法に基く公益法人で運営されておるわけでありまして、従ひまして、これを法律の上で書き現わしますと、中小企業者の金融機関に対する債務の保証をするを目的として民法第三十四條の規定により設立した法人である、この改正後の運用におきましては、信用保証協会の政令で一々個別的に指定をするというやり方をとる予定になつておりますので、ここで特に政令で指定するものというふうにして書いてあるわけでありまして、現在財団法人が三十八、社団法人が十二、合計五十でございまして、特別の支障のない限りは全部指定をする方針で行きたいというふうに事務的に考へております。それから第四番目の改正條文は、第一條の次に

「資本金額(株金総額、出資総額又は株金総額及び出資総額の合計額)」とあり

相手方とする保険、これは今度の信用保証協会に対する保険制度を第三章と

いうふうに一章作りまして、これに

対応しまして現在やつております金融機関を相手方とする保険を第二章と

いうことでまとめたいわけでありまして、その次に第五番目の條文は、「第四條第二項中「三百万円」を「五百万円」に、「一千万円」を「二千万円」に改める。」という改正であります。これは現在この保険制度の対象になります。一件の貸付の最高限度は、個々の企業につきましては三百万円、中小企業等協同組合につきましては例外的に一千万円というふうになつております。この限度を引上げて、三百万円を五百万円、中小企業等協同組合につきましては一千万円を二千万円というふうに限度を上げようという内容でございます。それから第六番目が「第九條の次に次の一章を加える。第三章 指定法人を相手方とする保険、この第九條の二以下第九條の五までを今度新しく新設いたしました。この條文によりまして信用保証協会を相手方とする

保険制度の内容を規定してあるわけでありまして、最初の條文が第九條の二になるわけでありまして、これを読みますと、第九條の二 政府は、会計年度の半期ごとに、指定法人を相手方として、当該指定法人が中小企業者の金融機関からの借入による債務の保証をしたことを政府に通知することにより、保証をした借入金の額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、

相手方とする保険、これは今度の信用保証協会に対する保険制度を第三章と

いうふうに一章作りまして、これに

政府と当該指定法人との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができ、前項の保険関係においては、保証をした借入金の額を保障額とし、中小企業者に代つてする借入金の全部又は一部の弁済を保障事故とし、保険価額に百分の五十を乗じて得た金額を保障金額とする。3 政府は、第一項の保険関係が成立する保証をした借入金の額の総額の指定法人を通ずる合計額が、会計年度ごとに国会の議決を経た金額をこえない範囲内でなければ、同項の契約を締結することができない。

これは現在の金融機関に対する保険に關する第三條の規定に対応する條文でございまして、信用保証協会に対する保険の根本的な問題を規定したものであります。第一項は契約の締結の方式を規定してございまして、これは金融機関に対する場合と全く同じで、指定法人のほうから通知がございましたならば、自動的にその法人に対する一定額の枠の範囲内で当然保険関係が成立する、こういういわゆる予定保険契約という形の契約をするわけでありまして、もう少し詳しく申し上げますと、会計年度の半期ごとに、当該保証協会に對しましては何億なり何十億なりという枠を設定いたしまして、その枠まで保険契約をするのだというまあ枠を與へまして、その枠の範囲内では保証協会側が保証をしたという通知を政府に申し上げますならば、それによつて保険関係が成立して行く。こういう形になるわけ、現在の金融機関に対する保険とこの点は全然同じであります。こういうふうにして締結しました保険関係の内容が第二項に規定されておるのであ

りまして、現在の信用保証協会が行なつております保証は、中小企業者の金融機関に対する債務の利息をも含んだ包括的な保証である場合が普通でありまして、ところが利息をも含んでおります。保険の目的である金額が不確定になりまますので、これを借入金の元本に相当する部分だけに限定しようというわけでありまして、「保証をした借入金の額」というのはそういう意味であります。そこで信用保証協会が中小企業者に代つて借入金の弁済をしました場合に、中小企業者が全額債務不履行になつた場合は勿論保険の事故になるわけでありまして、一部は自分で弁済しまして他の残額を信用保証協会が代位弁済をしたという場合にも信用保証協会が代位弁済した部分のみについて保険の事故となるわけでありまして、金融機関に対する保険と違ひます大きな点は、この場合に保険の金額を保障額の百分の五十とする点が一番大きな違ひであります。金融機関の場合は保障金額は保障額の百分の七十五になつておるわけでありまして、これは信用保証協会は元來が保証を業務とする機関でありまして、いわゆるその再保険をするという建前になるわけでありまして、百分の五十程度を保障するものが至当であるというところでこれを百分の五十にしては行かぬわけでありまして、第三項は政府は無制限に信用保証協会に対する保険をできるわけではないのでありまして、会計年度ごとに国会の議決を経まして、政府が締結できる保障契約の総額に範囲をきめて頂くわけでありまして、これは本来ならば予算総則のうちに講ずるのが当然でありまして、年度途中であり予算総則を

變更する余裕がございませぬので、最後に申し上げますが附則の第二項でこの總額を掲げておられます。これは附則の所で御説明を申し上げます。その次が第八番目の條文になります。これは第九條の三であります。読んで見ますと、「前條第一項の保険関係が成立する保証をした借入金は、中小企業者の行う事業の振興に必要なものに限り、」第二項「前項の借入金の額は、中小企業者一人につき、合計五百万円（その中小企業者が中小企業等協同組合であるときは、二千万円）をこえてはならない。」これは現在の金融機関に對しては、これは現在の金融機関に對しては、この條文に規定してございまして、大體これと同じでありますけれども、ただ異なる点があります。現在の金融機関に對する保証では「貸付期間が六月以上のものに限り、」というふうになつておられて、六月以下の短期貸付につきましても、現在保証の対象にならないわけでありまして、併し信用保証協会が現在行なつております保証は、殆んどが六月以下の短期の資金であり、比較的少額の資金でありますので、特に金融機関に對する場合は異なりまして、六月以下の短期の資金であつてもこれを保障の対象にする、こういうふうな區別は九條の四であります。第九番目の條文は九條の四であります。これを讀みますと「政府が第九條の二第一項の保険関係に基づいて支拂うべき保障金の額は、指定法人が中小企業者に代つて弁済をした借入金の額から指定法人がその支拂の請求をする時まで、中小企業者に対する求償権（弁済をした日以後の法定利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。以下同じ。）を行使して取得した額（指定法人が借入金の外利息又は費用についても弁済をしたとき、求償権を行使して取得した額に、弁済をした借入金の額の総弁済額に対する割合を乗じて得た額）を控除した残額に、百分の五十を乗じて得た額とする。」これは非常にわかりにくい規定であります。要するに政府が信用保証協会に對して保険金を支拂う場合に、どういふ計算によつてどれだけの金額を支拂うのかという点を規定した規定であります。非常にわかりにくくなつておられます。先ほどもちよつと申し上げましたように、信用保証協会は現実に借入金の元本のほか、利息その他借入人の負担に當するものも弁済を期するような規定がありまますけれども、保険の計算を明確にするために、この制度では借入の元本だけを保障の対象にしておるわけでありまして、従いまして利息等も信用保証協会が支拂つた場合にその計算をどうするかという細かい問題が起つて来ますので、それをここにいろいろ詳しく書いたわけでありまして、これをもう少し詳しく申し上げますと、保証協会が弁済をしましてから、保険金の支拂の請求をするときまで、求償権を行使して中小企業者から取得した額があつた場合には、当然それを差引いた残額の半分を保障金として支拂うわけでありまして、求償権を行使して取得した金額のうちには、先ほども申し上げましたように、元本に相當する分のほか、利息その他の部分も含まれておるわけでありまして、そこで元本以外は保障の対象とならないのでありますから、その部分は差引く必要

はないわけでありまして、併し利息その他の費用の中に二種類ありまして、信用保証協会が弁済をした日以後の利息と、それから弁済をする以前の利息と、二種類の性質があるわけでありまして、これが法律上性質を異にするわけでありまして、即ち弁済をした日以後、保険金の支拂の請求をするときまでの分はこれは民法四百九十一條の規定によりまして、信用保証協会が優先的に取得する分でありまして、従つてこれは求償権を行使して取得した額というものに含める必要はないわけでありまます。弁済をした日の以前の分はすでに信用保証協会が代位弁済をしてしまつておるわけでありまして、これは民法四百九十一條の適用はありませぬ。ただすでに信用保証協会は利息その他の費用についても弁済をしておるのでありますから、求償権を行使して取得した額は、すべてが元本の相当部分ではなく、一部に利息の分が入つておるわけでありまして、そこでこれは信用保証協会が弁済した借入金、元本に相當する額と、それから保証協会が弁済をした利息その他の費用を含めた總額に對する割合を乗じて得た金額となつておるわけでありまして、こういうふうにして、これでもまだ非常にわかりにくいと思ひますが、要するにもう一回申し上げますと、信用保証協会が代位弁済をしまして、代位弁済をした後六月たつたないといふ保証の請求ができません。これは現行法の第七條の規定が適用されておりますが、六月たつたないといふ保証の請求はできません。そこで信用保証協会は代位弁済をしまして、六月たつて保険金の請求をするときまでに代位弁済をしまし

たらないと思ひますが、要するにもう一回申し上げますと、信用保証協会が代位弁済をしまして、代位弁済をした後六月たつたないといふ保証の請求ができません。これは現行法の第七條の規定が適用されておりますが、六月たつたないといふ保証の請求はできません。そこで信用保証協会は代位弁済をしまして、六月たつて保険金の請求をするときまでに代位弁済をしまし

たらないと思ひますが、要するにもう一回申し上げますと、信用保証協会が代位弁済をしまして、代位弁済をした後六月たつたないといふ保証の請求ができません。これは現行法の第七條の規定が適用されておりますが、六月たつたないといふ保証の請求はできません。そこで信用保証協会は代位弁済をしまして、六月たつて保険金の請求をするときまでに代位弁済をしまし

大中小企業者から、一部を回収するわけであり、その回収した金額のうちから代位弁済をした日以後の利息を先ず差引きまして、これは信用保証協会の純粋の取分になるわけであり、その利息を差引いた金額につきまして、これを代位弁済をする日以前の利息と、それから元本を加えた金額、それに対する元本だけの金額、この比率を掛けた金額が、保険金を計算する基礎になるわけでありまして、その金額の半分を出す。(笑)これはあとで数字で計算をした資料を作つてありますので、これを御配付いたしますから、それをもう一度見て頂きたいと思ひます。

それから第十番目は九條の五でございしますが、これは準用の規定でありまして、第一項は「第五條の規定は、指定法人を相手方とする保険に準用する。」これは第五條の規定は保険料の額を定めた規定でありまして、これは保険金額に年百分の三以内において法律で定める率を乗じて得た金額というところで、百分の三以内であります。それから第二項は、第七條及び第九條の準用でありまして、第七條は保険金支拂請求の時期、これは保険事故が発生した日から六カ月以後これを準用しておるわけでありまして、それから第九條は信用保証協会は代位弁済をした後、求償権の行使に努力をして回収をしなくちやいかんという義務を規定したわけでありまして、第三項は第八條の準用でありまして、これは政府が保険金を支拂つたときに指定法人の有していた求償権について代位をするという規定を準用してあるわけでありまして、十一番目は第九條の五の次に次の章名を加え

る。これはいろいろ規定を雑則といふ章に一括したわけでありまして、第十番目の規定はこれは読み替への規定でありまして、第十條、これは契約の解除等に関する條文であります、これに對して指定法人を相手方とする保険の場合を加えたわけでありまして、第十條は業務の委託の規定でありまして、この業務は商工組合中央金庫に取扱わせることができるというふうになつておりますが、指定法人を相手方とする保険につきましても同様にしてやういうわけでありまして、第十二條は業務の管掌の規定でありまして、通商産業大臣は保険契約を締結しようとするときにはあらかじめ大蔵大臣と協議をするというふうになつておりますが、信用保証協会と保険契約を締結する場合にも同じく大蔵大臣と協議をするという規定でございまして、最後に附則になります、第一点は施行期日を十二月一日からというふうにして書いてあります。第二点は先ほど申し上げましたように、第九條の二の第三項で、信用保証協会を相手方とする保険の總額を国会の承認を受けるということになつておりますが、これを今例外的にこの法律の附則に書きまして、これによつて御承認を得ようというわけでありまして、この合計額を取りあへず昭和二十六年年度においては百億円というふうにして書いてございまして、これはどういふわけであらうかという数字を出したかと申しますと、現在保証協会の新規保証が毎月二十億程度行われております。これが十二月以降三月まで、四カ月間で八十億円、それから年末には若干資金需要が殖えるからというふうを見込みまして、百億円というふう

にきめたわけでありまして、なおそれではこれに對する保険基金が必要ではないかという問題がありますが、これは十二月一日から信用保証協会に對する保険を実施しましても、保険金支拂の請求期間は事故発生後六カ月ございまして、本年度内に保険金を支拂うという事態は起りませんので、本年度の補正予算には資金の増額を要求してございせん。二十七年年度の予算において、これに必要な基金の増額を要求しておるわけでありまして、最後に附則の第三項は中小企業信用保証特別会計法の改正でございまして、これは特別会計法には現在金融機關に對する保険の保険金を支拂つた場合に、政府が代位した貸付金債権を回収したものが特別会計に入つて来るわけでありまして、今度の信用保証に對する保険を実施いたしますと、それに準じまして代位による回収金が政府の収入になるわけでありまして、そういうふうに変更したものであります。以上が今回の改正法案の逐條の説明であります。

○委員長(竹中七郎君) ちよつと速記をとめて……

○委員長(竹中七郎君) 速記を始めて下さい。第九條の三ですが、事業の振興に必要なものに限るといふことは、金融機關においては六カ月以上の長期のものであるが、信用保証協会には六カ月以下であるといふことを……以上のこと……

○政府委員(小笠原昭君) 第九條の三の規定はこの信用保証協会の再保証をする場合に信用保証協会が保証する、いわゆる金融機關から借入れたときに債務保証をする場合の貸金の性質が中

小企業者の消費資金ではないか、要するに事業資金でなければならぬ、運転資金……消費資金を排除して行く、こゝういふ道徳規定であります。

○委員長(竹中七郎君) 次に第九條の四の先ほどいろいろ御説明になりましたけれども、ちよつと数字的に御説明を願ひたいと思ひます。

○説明員(谷数寛君) この具体的な数字について御説明申し上げます、今中小企業者が金融機關から借りた借入金、元本を百万円と仮定いたします。この百万円の元本に對しまして信用保証協会が代位弁済をするときまでにこれに對する利息が十萬圓ついたら、こゝういふに仮定いたします。それからその他信用保証協会が代位弁済をするときまでいろいろな中小企業者の責に歸すべき費用が十萬圓かかつたといふものと、指定法人は即ち信用保証協会は百二十萬圓中小企業者に代つて金融機關に代位弁済をするわけでありまして、そこで今度信用保証協会が先ず百二十萬圓代位弁済をいたしまして、それから政府に對して今度保険金の請求をするわけでありまして、その保険金を請求するときまでに更に利子が十萬圓つくと、こゝういふに仮定いたします。なおそのときまでに利子のほかにいろいろな費用が十萬圓ついたら、こゝう仮定いたします。そうしますと信用保証協会としましては、中小企業者が百万円の元本を借入れたのに對して、百二十萬圓金融機關に弁済をいたしまして、なおその後弁済してから保険金を請求するまでの間に二十萬圓のいろいろな利子、その他の費用がかつておると、こゝういふことになるわけ

であります。そこで信用保証協会が代位弁済をするときまでにいろいろの費用を計算するときどういふふうになるかと申しますと、この三十萬圓は、信用保証協会が先ほど代位弁済しました利子を含めた百二十萬圓というものに対応する金額が三十萬圓であります。従ひましてこの三十萬圓を百分の百、これで割るわけでありまして、三十萬圓を百二十對百の比率で分けるわけでありまして、そうしますと二十五萬圓と五萬圓と、こゝういふふうになるわけでありまして、こゝういふふうには、信用保証協会が回収しました十萬圓信用保証協会が回収しました十萬圓のうち二十五萬圓は元本百万圓に對する分、それから五萬圓は利息その他の二十萬圓に對する分と、こゝういふふうを考へられるわけでありまして、こゝういふふうにしてこの借入元本の百万圓から二十五萬圓だけは回収した、こゝういふふうを考へまして、百万圓から二十五萬圓を引いた七十五萬圓が保険の対象になるわけでありまして、その七十五

万円を半分を保険金として支拂う、こ
ういふふうになるわけでありませう。
○加藤正人君 九條の二の指定法人で
は百分の五十、金融機関では百分の七
十五と言いましたね。あれはどういう
意味から来ているんですか。

○政府委員(小笠公昭君) これは御承
知の通り今度の改正によりまして、こ
の中小企業信用保険と申しますのが、
保険内容としては普通の信用保険、そ
れからも一つは責任保険、こういう
觀念になるわけでありまして、金融機
関が貸した場合は貸倒れを保障する
というのがいわゆる信用保険、第一次の
保険に相成るわけでありませう、この分
は元本の百分の七十五、七割五分ま
で見よう、こういうことが従来きまつ
ているわけでありませう。それから今度
新しく追加いたしました、いわゆる
責任保険、第三章の指定法人を相手方
とする保険というのは信用保険ではな
しに、内容は責任保険、いわゆる保証
協会が保証事務を履行するということ
を内容としたものを保障するというこ
とであります。従いまして保証協会が
先ず第一次の一〇〇%の保証がかか
る、それを更に再保証ということにな
りますので、五〇%ぐらいで先ずい
のじやないか、こういうふうな考え方
でございます。従いましてこれは施行
の状況によりましては順次上げて行つ
たほうが信用保証協会の活動能力とい
うものをそれだけ上げて参りますわけ
であります、先ずスタートとして五
〇%を再保証することによりまして現
在の活動力が倍になる。例えば大阪府
の保証協会なら保証協会が、現在五十
億ぐらいの限度でやつておる、これが
百億ぐらいまでやれる、こういうこと

になると思つております。そういう
意味で一応第一次保険と第二次保険、
こういう形になりますので率を変えて
見た、こういうことでございませう。
○加藤正人君 計算上のあれじやない
のですね。気持ちの上で第一次第二次
で……。

○政府委員(小笠公昭君) そうでござ
います。
○境野清雄君 大体今度信用保険法の
一部を改正する法律案が出て来たので
すが、この国会の当初に中小企業庁が
考へておられたことと、それから今度
出て来ました法案とは、私どもは相
当食ひ違ひがあるのじやないか。当初の
案では私どもは非常に賛成したのです
が、勿論この今度出て来た改正法案で
は、或る程度骨抜きになつてしまつて
おるといふような点があるのでありま
して、私まだよく勉強しておらないの
で、若しそういう点がかの項目で
加えられていけば結構なんです、例
えば信用保険というふうなものがある
各地方で非常に活用されていませう。属
大な枠だけ持つていましてそのものが
さつぱり地方においては活用されてい
ない。これは勿論一番大きな問題は資
金が不足しておる、金融機関の資金が
不足しておるといふ情勢にあるのに、
こういうふうなものを押し出しまして、
資金源の対策がなければならぬ、活用
されないのじやないかというのが先ず
第一点なんでありませう。それから続
きまして最初中小企業庁が計画せられ
ておつたときには従来の七五%という
ものに相当難点がありますので、これを
九〇%まで引上げる、これは私は勿論
九〇%まで引上げてもらうことによつ
て、この中小企業の信用保険というも

のが非常に活用される一番大きな問題
のじやないかというふうなふうに考へて
おつたのでありませうが、この七十五
から九十への引上げも行われておらな
いようでありませう、それから保険料
負担を中小企業者に或る程度転嫁する
というふうな問題も最初は考へておら
れたのじやないか。従来の問題は、こ
れを金融業者に負担させるといふよう
なことが相当難点になつておつた、併
しそれは実質的には前の保険法時代か
ら見まして、そのものは金融業者が負
担するといふふうなふうにはなつてお
つたけれども、金利自体で操作がされ
ておりましたので、全部が全部金融業
者が負担しているとは私は考へておら
ないのです、少くとも法律の明文の
上で中小企業者に転嫁するといふこと
を謳うはうが、この保険法の実際の活
用には非常に役立つのじやないかと思
われました、これも今度はないよう
であります、それから保険金支拂の
期日が従来六ヶ月でありましたもの
が、先般の案によりまして、三ヶ月
というふうなことに相成つておりました
ので、今私の申し上げましたような支
拂期日が六ヶ月から三ヶ月に短縮され
る、それから保険の限度が七五%から
九〇%に引上げられる、そして保険料
の負担というものは中小企業者に負わ
されるのだといふような、この三つの
問題が相当強く要望されておつたので、
私もこの法案には必ずこれは入つ
て来るのだらうといふような期待をし
ておりましたことと、そういうふうな
ことが行われぬことには、なかく
この中小企業信用保険法というものは
改正してしまつても幾らも効果がないの
じやないだらうか、二十五年度にしまし

ても二十六年度にしましても、殆んど
六分の一か七分の一くらいきり使つ
て、これを活用しておられないというよ
うな状況なのでありませう、そういう
ような点から見まして、今のよ
うな大きな三つの改正点が落ちちやつ
ておるといふことと、併せて資金が不
足してしまつて資金源の補充或いは資
金源対策というものを考へない限り
は、この十分な活用というものは相当
難点があるのじやないか。こういうふ
うに思ひますので、一応今の二つの問
題に關しまして、中小企業庁としてど
んなお考へでおられるか、その点につ
いて伺いたいと思ひます。

○政府委員(小笠公昭君) 第一点の本
法自体の制度論といたしましての改正
の要点が、いつでしたか腹案として考へ
ておるときにお話申上げましたのと違
つておるのじやないか、こういう点が
話の第一点だと思ひます。御指摘の通
りに、昨年の十二月の十五日から中小
企業信用保険制度が実施されておるの
であります、九月までに保険にか
けられました金額が約二十七億でありま
す。従いまして予定の、月十二億と
いふものに比べますと、非常に成績が
思ひくなくないわけでありませう、こ
の成績が思ひくなくないよつて来たる原
因はどんなところであるのだらうか、
といふことにつきましては、いろいろ
検討を加えておるわけでありませう
が、先ず考へられます問題は、お尋
ねの第二点の、資金源の確保という問
題が最も大きく響いて来ることだと思
うのでありませうが、制度自体につ
きましての欠点と申しますか、そうい
うふうな点で保険率の問題、それから
もう一つの問題は、保険料負担の問

題、第三点は御指摘の、保険金支拂の
時期の問題というふうな問題が一応考
えられると思ひます。そのほかにもな
おいろいろ問題があるとは思ひますが
あります、取りあへずそういうこ
とが考へられるので、これらの問題に
つきましてどう改正をして行くかとい
うことにつきまして、実は検討を続け
ておるのであります、保険率を、
例えば御指摘のように現在の七五%か
ら九〇%まで、九〇%に上げるか、或
いはもつと低いところにするか、こ
ういふふうな、少くとももう少し保険
率を引上げるという問題が実はあるわ
けであります。それで私どもはいたし
まして、一応九〇%ぐらいがマキシマ
ムといふふうな考へ方を一応持つてお
つたのであります、部内の意見がま
だ最終的な確定を得ないといふこと
は、この前にもお答えいたしましたこと
でございます、そういうふう
な事情で、この保険率の引上げの問題
に結論を得なかつたというふうな状況
で、目下なお検討を続けておる、こ
ういふふうな状況であります。同様に保
險金支拂の期間を六ヶ月を三月に短縮
するといふことを私どもも一応一案と
して考へておつたのであります、が、
保険率と同様に、部内の意見がまだ最
終的結論を得ないといふふうなところ
から、今日御審議を願うといふことに
ならなかつたのであります。保険料の
転嫁の問題につきましては、現在約
半々、金融機関半分、借入人半分の負担
に相成つておるわけでありませう。こ
れは法律論ではなしに、行政措置とし
て、この保険料を半分だけ借受人に転
嫁できるといふふうな通牒で、行政措
置でやつておるわけでありませう、こ

のが非常に活用される一番大きな問題
のじやないかというふうなふうに考へて
おつたのでありませうが、この七十五
から九十への引上げも行われておらな
いようでありませう、それから保険料
負担を中小企業者に或る程度転嫁する
というふうな問題も最初は考へておら
れたのじやないか。従来の問題は、こ
れを金融業者に負担させるといふよう
なことが相当難点になつておつた、併
しそれは実質的には前の保険法時代か
ら見まして、そのものは金融業者が負
担するといふふうなふうにはなつてお
つたけれども、金利自体で操作がされ
ておりましたので、全部が全部金融業
者が負担しているとは私は考へておら
ないのです、少くとも法律の明文の
上で中小企業者に転嫁するといふこと
を謳うはうが、この保険法の実際の活
用には非常に役立つのじやないかと思
われました、これも今度はないよう
であります、それから保険金支拂の
期日が従来六ヶ月でありましたもの
が、先般の案によりまして、三ヶ月
というふうなことに相成つておりました
ので、今私の申し上げましたような支
拂期日が六ヶ月から三ヶ月に短縮され
る、それから保険の限度が七五%から
九〇%に引上げられる、そして保険料
の負担というものは中小企業者に負わ
されるのだといふような、この三つの
問題が相当強く要望されておつたので、
私もこの法案には必ずこれは入つ
て来るのだらうといふような期待をし
ておりましたことと、そういうふうな
ことが行われぬことには、なかく
この中小企業信用保険法というものは
改正してしまつても幾らも効果がないの
じやないだらうか、二十五年度にしまし

ても二十六年度にしましても、殆んど
六分の一か七分の一くらいきり使つ
て、これを活用しておられないというよ
うな状況なのでありませう、そういう
ような点から見まして、今のよ
うな大きな三つの改正点が落ちちやつ
ておるといふことと、併せて資金が不
足してしまつて資金源の補充或いは資
金源対策というものを考へない限り
は、この十分な活用というものは相当
難点があるのじやないか。こういうふ
うに思ひますので、一応今の二つの問
題に關しまして、中小企業庁としてど
んなお考へでおられるか、その点につ
いて伺いたいと思ひます。

れも法律論ではなしに、成るべくも少し転嫁率を多くするというような方向で考えた方がいいというふうな考へておられるわけですが、これ又また結論を得ないわけでありませう。そういうような事情で現行の中小企業信用保険制度全体の改正、もう少し活用しやすいような形に改正して行くという問題につきましては、検討中であるわけでありませうが、他方におきまして中小企業金融の大きな支柱になつておられます信用保証協会、特にこれは短期資金を多く賄つておられるわけでありませう、この信用保証協会の活動が、各府県の状態を見ますと、もう一つ、その財政的負担等の関係から、限界に来ておる。そこでそれを國の力によつて少しすけて欲しいという要望が昨年来あるわけでありませう。これは制度論から申しますと、信用保証協会をいわゆる特殊な法人にして、いわゆる保証協会法というふうなものを作りまして、その保証協会を更に政府が損失補償するというふうな形で行くことが最も素直な、私は制度だと思つておられます。ところがこの保証協会を法制化する問題につきましては、いろいろ各方面との折衝の結果、まだなかなかうまく行かない、こういうふうな実情にあるわけでありませう。従いまして一方から申しますと、保証協会の実体は早急に政府からの援助を要請されておる、いわゆる政府による再保証の実を要求されておられるので、そこでこの信用保険法を借りて、これに責任保険というふうな概念でその実を挙げて行きたい、こういうことを早急にやりたいと考へまして、今回の信用保険法の一部改正に相成つたわけでありませう。従いまして従来の……、

本来の信用保険といつたしましては、金額を、一企業が附保し得る金額の限度を引上げただけで、多くの改正の問題を他日に残した、こういうふうなものが現状で実はあるわけでありませう。で次第に、私は、改正を早急にしないという御指摘のような点に私もなると思つておられる、部内の結論を急ぎたい、こういうふうな考へておられるわけでありませう。それから保険制度自体が動いて行く前に又今回の信用保証協会の再保証というふうな制度を布きまして、これが活用を促して行くという意味におきまして、資金を流すという資金の確保の問題というふうなものが実はあるわけでありませう。資金の確保の問題につきましては、私どももいたしましては、できるだけこれに資金を流して行くというふうな考へ方を以ちましていろいろ努力を続けておられるわけでありませう。なか／＼成果は御承知の通り挙がりかねて恐縮に存しておる次第でありませうが、先ず第一にどうしても財政的な資金の導入というものが、或いは地方公共団体の余裕金の導入というふうなところに重点を置いて、この中小企業金融の資金源というものを確保して参るといふような形に進めておられるわけでありませう。この点につきましては御指摘がありますので、一層努力を重ねて参りたい、こういうふうな考へておる次第でありませう。以上簡單でありませうが……。

○境野清雄君 今のお話でよくわかりましたが、例えば保険限度の引上げとか、或いは保険金支拂期間の短縮とか、そういうものが、今のお言葉では政府部内でまだまとまらない、こういうふうにお聞きしたのでありますが、政府部内でまとまらないという事は、私どもの方として考へると、中小企業庁と大蔵省の間がまとまらない、こういう意味なんではないかと考へますか。

○政府委員(小笠公昭君) 政府部内とは政府部内のことでありませう。○境野清雄君 よくわかりませんが、支拂期日を六カ月を三カ月に短縮する、或いは今の保険の限度を七五%から九〇%に引上げるといふ、まあ九〇%というものがマキシマムなのだといふお話ですが、そのものが一応政府部内では一体七五%から八〇%くらいまでのものなら折台がつかつか、支拂期日も六カ月というものを四カ月なら折台がつかつかというふうな段階には未だに入つておらないのでありませうか。

○政府委員(小笠公昭君) 只今の御指摘の、いわゆる保険率をどの程度まで引上げるか、先ほどもお話申上げましたように、まあ常識的に九〇%が一番最高位だとは思つておられます。そこまで持つて……、中小企業金融を円滑にするためには、私どももいたしましては一応そこが狙いではないかといふ感じを実は持つておられるわけでありませう。ただ部内で、然らば九十%で行かないで七十五%かそれらの線で落着けるか、こういうようなことにつきましてはいろいろ問題があります。まあ、これは八十五から八十五という線で落着きそうだとはいふ線まで実は参つておらないのでありませう。又支拂期限の短縮の問題は、先ほど申上げましたように、私どもは三月くらいでいいのではないかと、こういうよ

うな感じを持つておるのでありませう。この点につきましては更に一カ月短縮、或いは二カ月短縮というふうなところまで実はまだ話を進めておらんのでありませう。問題は、私どもの意見というものが少しまだ話を通じかねておる。そこで漸進的に、全体的にこの保険制度をもう少し利用しやすい形に直して行くには、今御指摘の二点と、今のほかには、今御指摘の二点と、今のほかの事項もあるのではないかと思つたので、それらを併せてできるだけ早い機会に一つの妥結線と申しますか、点を見出した、こういうふうな考へておられるわけでありませう。

○境野清雄君 今のお話の、私が最初質問いたしました第二段階の三つの中の保険料の転嫁というふうなものは、現実の問題ですと、この資料の中に入つておられます二十六日二十六日の銀行局長通牒によつて、保険料転嫁の措置に関する銀行局長通牒によつてこれをもう前に訂正をしておる、こういうふうなことを考へますと、銀行局長通牒のままでも、この保険料というものを中小企業者に転嫁するという措置は講じ得られるのではないかと、これは私は勿論中小企業庁にお聞きするのでなく、次の機会に銀行局長に十分に私はお聞きしたい、こう思つておられたのでありませうが、こういうふうな、少しでも一つの難点が切開かれるというふうな点があるのではありませんか、只今の保険の限度を引上げるとか、或いは支拂期日を短縮するというふうな問題は、即ちこの中小企業の信用保険法というものが現実に活用されるのかされぬかというふうな大きな分岐点にあるのでありませう、延いては中小企業が年末金融というものを控えた今日、このものが幾分でも法律的に是正されて、そして本當にこの金融業者が中小企業信用保険法というものに同意して、自発的にこれを活用してくれるような段階に来てくれたら、私は年末金融というものは非常に中小企業者にも希望が持てたのではないかと、そのものはたゞ、部内の結論が出なかつたために大きな二点が阻止されておる。そこで保険料の転嫁の問題も銀行局長通牒でやり得るものまでやつておらないといふようなことは、私は甚だ中小企業者としても遺憾であり、又当委員会としても、こういうふうな問題なら、むしろ大蔵省に向つて私どもはもつとこれを促進するのだからといふような考へもありませうので、一応中小企業庁のお考へで、今の保険料転嫁の措置というものは銀行局長通牒でやり得るのかどうかという点に關して一応承わりたいと思つておられます。

○政府委員(小笠公昭君) 先ほどお答えいたしましたように行政措置でもできるものでありませう。御指摘の本年二月二十六日附銀行局長通牒でありませうが、これを改正することによつて可能であるといふわけでありませう。私のほうといたしましては、この点を大蔵当局に對しましてできるだけ転嫁率をもう少し多くしてもらつたように、具体的に申しますと、三分の二程度転嫁するといふところまで行きますれば銀行側のほうの引受と申しますか、それがよくなるのではないかと、こういうふうには考へておつたわけでありませう。又その線で大蔵当局にもお願いいたしておる。こういうことではありませうが、なお只今まで実現を見ておらないのでありませう。

○境野清雄君 今のお話でよくわかりましたが、例えば保険限度の引上げとか、或いは保険金支拂期間の短縮とか、そういうものが、今のお言葉では政府部内でまだまとまらない、こういうふうにお聞きしたのでありますが、政府部内でまとまらないという事は、私どもの方として考へると、中小企業庁と大蔵省の間がまとまらない、こういう意味なんではないかと考へますか。

が、この上とも努力をなしてお続け参りたい、こう考えておられます。

○境野清雄君 今のような問題は、中小企業庁のほうの御説明でよくわかりましたが、委員長のほうにおきましても次の機会に一つ大蔵省のほうに出席してもらいまして、中小企業金融の一つのめどとしての信用保証法についても私は十二分に質問して見たいと思っておりますので、そういうような機会ができれば、そういう一つお取計らい願いたいと思っております。

続いて私は今の信用保証協会というものについて二、三とお伺いしたいのでありますけれども、先ほど中小企業庁長官がお話になりましたように、大抵この信用保証協会というものの出資はここにもあります通り地方公共団体が九二・七〇という大きなウェイトを占めておられますので、どうしても私は地方公共団体というものに対して裏付をしないことには、保証協会というものは各県の力の入れ方によつて非常にばらばらになつておはしないか、こういうような点を考えますので、でき得るならば、私は信用保証協会の拡充強化というような問題については、これまでお話のありましたように保証協会自体の法制化というようなもの、これは勿論必要であります。事業者団体法の関連性もありませんので、これはいすれそういうような時期に到達すると、こういうふうな思つておるのであります。ともあれ、こういうような問題に關しましては政府が最終の責任を負うということによらないことには、信用保証協会が全国一律に同じような活動をして行くというふうなことはなかく期待し得ないので

はないだろうか。こんなふうに考えておられますので、取りあえず今度の法案で譲つておきますところの五〇％を再保険するのだという考えは、この限度で止めておくというところが中小企業庁のお考えなのか、或いは全部をやる前提として取りあえず百分の五十というものを考へておられるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○委員長(竹中七郎君) 先ほどの境野さんの銀行局長を呼ぶことに對しては、さう取計らいします。

○政府委員(小笠公昭君) 先ほど加藤委員からのお話がありましたように取りあえず五〇％で行こう、こういう考え方でありまして、これはいわゆる職前におきます国家による再保証というものが二割くらいからスタートしまして漸次ずつこれを上げて参つておられます。そういうふうな歴史もございまして、私といたしましては実施の経緯によりまして漸次上げて参りたい、こういうふうな考え方であるわけであり

○境野清雄君 そうすると保険をする場合の協会の金額はどんなふうにお定めになるのか。例えば第九條の三にありますが、例え九億を見まして、借入金額の限度がありますけれども、この限度を各協会にどんなふうなふうに割当てるのか、その辺を伺いたいと思ひます。

二月一日から施行いたしました八十億弱見当のところへ二十億の余裕を突は見ておられるわけでありまして、希望によりましてそこは割当して参りたい。飽くまで各保証協会の希望を中心として持つて行きたい、こういうふうな考え方でありまして、若し超過いたしましたときには適當な按分なり何なりをするというところで、できるだけ各地方の実情に合つたような形で持つて行きたい、こう考えておられます。

○政府委員(小笠公昭君) これは旅行の先ず第一に手続といたしまして指定法人、例えば東京なら東京の信用保証協会と政府で、本法の第九條の二によりまする保険契約というものをいたします。保険契約で東京は年五十億ばかりやつておられますので、半年二十五億なら二十五億、二十五億までは第九條の二によつて保険にかけるといふような一応の契約をいたすわけであり

○政府委員(小笠公昭君) これは只今の信用保証と同じように各保証協会五〇でございまして、保証協会からの申請を待ちまして、その後割当てて参りたい。先ほど金融課長から御説明申上げましたように大体月の保証の伸びが二十億弱であります。従ひまして十

政府との保険契約というものができれば、その以後その期間内、そのきめた枠、二十五億なら二十五億の枠内において個々の保証のうち保証協会の選択によつて通知を出すことによつて自動的に保険契約が結ばれて行く、こういうことになるわけであり

○加藤正人君 中小企業信用保証法の一部を改正する法律案というものに直接の關係がないことですが、いいです

○委員長(竹中七郎君) よろしくござい

に加えなかつたのは、如何なる理由かということを知りたいのでありますが、同時にこれは加入を認めてもらへる方法はないだろうかというのであります。が、ざつと私考を申すと、生活協同組合の中に、たとえ靴の製造など営んでい

○政府委員(小笠公昭君) 生活協同組合は、消費生活の合理化或いは消費生活の改善とすることを目的とした一つの協同団体であると思つておられます。一方中小企業等協同組合以下農業協同組合等は、それを一つの事業として、経営としてやつて行く、こういう事業者の集まりの団体であると思つておられます。そこに生活協同組合と事業者組合との、私は相違があると思つておられます。この保険法の狙いは、事業者として協同組合、或いは事業者自身というものの経営の合理化、或いはその裏付としての金融の疏通を円滑にする、こういうことを狙つておられるのでありますから、私は法域が違

○委員長(竹中七郎君) ほかにあります

の事業の内容だと思ふのでありますが、余分の靴を若干流すということがあります。本体は飽くまでメンバリの消費の目的、こういうことになつておるのであります。従つて私はその靴の修理加工というよりなものをやつてゐるものは形は同じでも狙いは違ふといふふうに考えまして、生活協同組合を本法の適用対象にするということは適当でないのじやないかといふうに私は実は見ておるわけでありま

す。
○加藤正人君 委員諸君は今の政府の御意見に同調されるのでしょうか。これは小林君に聞かれたときに、政府の御答弁はこうであつた、又試みに委員諸君の御意向を聞いたところが皆こうであつたといふふうに言いたいのですね、完全なる返事として……。

○委員長(竹中七郎君) 只今加藤君からの御提案でございますが、各委員のかたからの御発言を求めたいと思ひます。

○境野清雄君 私は今小笠長官の話された話にも幾分疑点を持つてゐるものであります。という事は、先般その問題は多分何らかの形式で当委員会へパンフレットか何かで陳情があつたと思ふのであります。私も実はそれを見出したのですが、御承知の講和や何かの問題がなか／＼うるさくなつて来たので、まだはつきり読み切らないのですが、それは私に見まして後に加藤委員の質問にお答えしたいと思ふので、一日二日保留を願ひたいと思ひます。

○委員長(竹中七郎君) ほかの委員のかたは……、鳥さんどうでしょうが。

○尾崎清君 私はやはり奥さんなんか

言われておるよりに、生活協同組合も明確に今長官のおつしやつたその概念の範疇に入るかどうかは、境野委員のお話でございます通り、もう少し検討を要することだと思ひます。明確に概念付けるということになればですね。併しながら私今加藤さんから聞き出されて、お前何とか返事をしろと言われた場合には、やはり生活協同組合の持つておりますところのこの協同体的な性格、そういう面からいまして、やはりその範疇の中に入れて差支えないのではないかと、私はそう考へております。

○委員長(竹中七郎君) 私も実は生活協同組合のほうからそういう問題を入れてくれという話があつたのです。ところが、私も実は疑念がありましたので、まあよく研究してからと、こういうことで返事をしております。

○中川以真君 私もこの問題はそう怪々しく最後の断定を下すわけに行かぬと思ひますから、大体私は政府側の言われるところの方向に考えらるべきものではないかといふふうに考へておりますが、併しなおこれは一つ研究をいたしましてお答えを申し上げたいと思ひます。

○松本昇君 私も個人としてはやはり今の長官のアイデアが正式のもののように考へます。

○加藤正人君 有難うございました。○境野清雄君 最後に私一点お聞きしたいのですが、中小企業信用保険に對しては、多分十五億円ばかりの今基金を持つておるはずでございますが、この十五億円の基金というものは現在使つておるのかどうか、使つておるとす

れほどのくらい使つておるか、その点についてお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(小笠公昭君) 実は御承知の通りに、十二月の十五日に施行してから、實際は舟山君の通牒が出たのが一月の二十六日、それ以降が活動に入つたわけでございます。従いまし

て二月からということになります。それで六カ月以上の期限で、一番最初のやつが六カ月以上の期限の経過と、こ

ういうことになりますので、もうぼつぼつ十一月頃から来そうなることになつたのでございませぬ。今までのところ、実は保険金請求は一つもあつてお

りませぬ。
○境野清雄君 私もその通りだと思つて実は質問をしたのであります。その十五億円の金を温存しておるといふことは、私は非常に勿体ないのではないかと、できるものならそういうふうなものを従来各金融機関がやつてお

るのと同じく、運用が実はできないことになつております。基金は資金運用部に全部預け入れるという形になつておるわけでございます。資金運用部の資金の産業面への導入は、金融債の引受と、こういう狭い途になつてお

りますので、現在のところ制度的には困難であります。そこで私もそういうふうな着眼点といふものを一つ考へてもよいのではないかと、いふうに実は考へたことがあるのであります。そこでこれは中小企業の金融体系のときに、

保険制度を兼管するといふような形を持ちますと、例えば私も前に考へた中小企業金融庫に保険制度と両方やらせるといふような形が一つ考へられますと、そこに彼此融通の途がつくと

いうことになつておるものであります。現在の特別会計制度ではちよつと制度的にむづかしいのではないかと、いふうに考へております。

○境野清雄君 勿論私もそう思ふのであります。勿論私も、昨年十二月に五億円の基金を持つて始められて、そのものに手を着けずにいるうちに、この苦しい財政の中から本年度は十億追加されたといふような形になつております。これは殆んど十五億円が寝ておるような形になつておる。これをどうい

うような方法かで、一つ中小企業庁といたしまして、年末金融として中小企業に十五億近いものが流れるといふこと自体でも相当大きな希望が私は持てるのではないかと、いふうに考へておる。そういう点に關しても一つ特段な御研究を願ひ、いふうに切迫してお

りますので、私は幾らでもいふから、三億でも五億でもいいからそういう措置が講ぜられるように一つ御配慮が願ひたいと思ひます。

○中川以真君 もう一点私は承わりたいのですが、信用保証協会の制度化する問題ですが、これはどういふうに考へておられますか。

○政府委員(小笠公昭君) 実は信用保証協会法を作るといふ狙いは、三年ほど前からいろいろ考へておるわけでございます。ところが、事業者団体その他の關係、その法律体系からなかく了解が得られないという状況であつたのであります。実は昨年も当りましたし、この改正案を作るに先立ちましたので、今年の秋頃でありますか、やはり當つたのでございませぬ。併し、結局それは話にならなかつたのであります。そこでまあ先ほど申し上げましたように、実体を急ぐものですが、まあこ

ういふ考へ方を実は編み出したというのであります。これは私はこの制度としては適當な時期にやつぱりすつとしたもののはうが、いわゆる保証協会という団体に対する監督権といふものがすつきりして行くといふことがあるので、そうしなさいかんのじやないか、ここでは民法の規定だけで、中小企業信用保険法の監督と、民法上の監督だけでは不十分な場合が起りはせんかといふことを実は心配いたしておるわけでありませぬ。

○中川以真君 私のお尋ねするものもそこにあります。今このところでは法規上監督権は政府にないわけですね、そうすると政令で以て今これを指定されるが、今五十ある全部を恐らく指定されると思ひますが、中には内容にお

いていろ／＼疑問を持つようなものが
將來出て来ないとも限らない、やはり
そういうのは早く制度化されるほうが
よいのじやないかと思つたのでございま
すが、今のところでは全然監督権はな
いわけでありませうか。

○政府委員(小笠公昭君) まあ民法に
基く監督権というものだけになつてお
ります。それでは弱過ぎやせんか、こ
ういふふうには実は考へております。

○境野清雄君 ここに今頂きました第
九條の四の規定によつて政府が實際に
支拂うべき保険金の算出方法というも
のを簡單で結構ですから一つ御説明願
いたいのですが……。

○委員(竹中七郎君) やりました。
○境野清雄君 それならばいいです。
それならあとで……。それでは今のは
取消します。

○委員(竹中七郎君) 次に輸出信用
保険法に關しまして、中川君より質問
の御要求がありますから……。中川
君。

○中川以良君 海外市場調査会、いわ
ゆるジエトロについてちよつとお伺い
したいのでありますが、これは政府か
ら助成金を出されるのですが、このジ
エトロ自体の経費というものは、助成
金とその他、どういふものを以て賄
われておるかを一つ……。

○説明員(井上尚一君) ジエトロ、こ
れは海外市場調査会、今年度国のほ
うからの補助金三千万円の予定であ
り、これ以外に地方公共団体及び民間
のほうからの結局寄附というものがそ
の大部分でございませう。大体財源とし
ましてはそういうふうな国と地方公共団

体、それから民間のほうからの寄附、
三つでございませう。

○中川以良君 本年度の三千万円も全
部出しておるのですが、それともどの
程度出しておるのですか。

○説明員(井上尚一君) 五百万円はす
でに国のほうから交付が済んでおりま
す。これは海外市場調査会の海外にお
ける活動に要する経費の補助というこ
とに相成つております。そういう關係
上、今年出発しましてから人的、物的、
いろいろな事業上の準備に相當の
月日を要しました關係上、本格的な活
動に入りましたのは、比較的最近であ
るといふ關係で、国のほうからは未だ
五百万円程度を交付した、そういう程
度でございませう。

○中川以良君 もう年度も半ば以上過
ぎておるのに、まだ六分の一しか出て
いないのですが、あとの残りの二千五
百万円は本年度中に有効に消化される
という意味において助成するといふ見
通しが付いておるのですか。

○説明員(井上尚一君) 前にも海外
市場調査会の事業の状況につきまし
て、最近の経過を申しましたわけでご
ざいませうが、海外の調査員につきま
しては、最近十八名の任命を見ました
し、又いろいろ海外競争商品の収集な
どもやつておる、今後は海外調査員の
ほうも急速にこれを増員を考へてお
る、そういうふうな一応軌道に乗つて
参りました關係上、今後は急速に活
動化して参るといふふうな我々として
考へておるにございませう。又できる限りそ
ういふ方向に指導をやつて参りたいと
思ひます。が、率直に申しまして、今
日並びに今年度中の事業活動の見通し
等から申しまして、三千万円全額、こ

れは三千万円の全額交付に相当し得る
ような事業内容を見得るかという点に
つきましては、多少疑問を持つておる
わけにございませうが、先ず最小限度
二千五百円近いものは交付をしたい、そ
ういふ予定を以て進めております。

○中川以良君 これは會員組織にでも
なつておりました、会費とか何とかい
うものを各事業者が拂込をするといふ
ような形式をとつておるのでございま
しやうか。

○説明員(井上尚一君) 財団法人では
ございませうが、一定の會員と申しま
するが、協賛者をいろいろ募集集中で
ございませう。

○中川以良君 この会のできまます当初
と現在と比べますと、現在は各大き
な事業会社等は、みずから海外派遣員
を出して、いろいろ調査をし、その他
いろいろ輸出の実体の仕事等に携わ
つておるのでありますが、従つて初め
期待していたほど、そういう大きな事
業会社が最近これに協力をしないとい
うような面が多いのじやないかとい
うことを私も心配をするわけでござ
いませうが、その点はどうぞございま
しやうか。

○説明員(井上尚一君) ジエトロの計
画当初の情勢を以て申しますれば、仰
せの通りに、当時は日本の貿易業界全
般を通じて、海外の的確なる情報
の収集ということが極めて困難な状態
にあつたという意味で、この調査会の
創立を逐次進めて参りましたが、最近
の段階としましては、大きな会社は海
外に支店乃至は駐在員をかなり持つて
おるといふ關係で、只今御質問のよう
な点、言い換へれば、大商社のほうで
は漸次その期待と申しますか、必要性

が軽減、小さくなつておるのではない
かという点は、そういう傾向もこれは
ないではないかと存じますけれども、
現に海外の事情につきましても、調査
の依頼の項目としましては、日本貿易
の協会の項目としましては、海外市場調査会に對
しまして、東南アジア、アフリカ向け
の綿糸布の値段についての調査の問題
がございませう。或いは綿糸ブ関係
の検査協会のほうからも、塩基本染スフ
製品の東南アジア向けの輸出の現状及
びその可能性についてというふうな調
査項目がこちらに参つています。よう
な面は今後も続くであろう、かように
考へておりますが、一般的に申しま
すれば、海外市場調査会の情報の供
給、或いはこれの機能の提供という方
向は、むしろ中小企業者の便宜という
方向に重点をおいて今後はやつて参り
たいと考へております。

○中川以良君 これは本部が大坂にご
ざいますために、関西方面では相當
に利用もされておるようでありませ
うが、関東のほうがどうも私はこの会に
對して協力がまだ鈍いのじやないかと
思ひます。これにつきましては一つ通
産省においてもよく御指導頂きまし
て、折角これだけの補助を國として出
すのでありますから、この会がもつと
活動に各方面に一つ活用せられるよう
に、この上とも一段と御指導頂きたい
といふことをお願い申上げてまして、私
の質問を終ります。

○委員(竹中七郎君) では本日はこ
の程度で散会いたしたいと思います
が、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(竹中七郎君) 御異議ないも
のと認めます。散会いたします。
午後三時四十一分散会

十一月十七日日本委員会に左の事件を付
託された。
一、商工組合中央金庫法の一部を改
正する法律案(衆) (予備審査のため)
二、中小企業信用保険法の一部を改
正する法律案(予備審査のため)
付託は十一月十三日)